

長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬
等に関する条例

平成18年12月18日 条例第13号

平成21年2月12日 条例第1号

平成28年2月17日 条例第2号

最終改正 令和8年2月17日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定め、同法第203条の2の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 広域連合長
- (2) 副広域連合長
- (3) 運営委員会委員
- (4) 監査委員
- (5) 選挙管理委員会委員
- (6) 情報公開・個人情報保護審査会委員
- (7) 行政不服審査会委員
- (8) 懇話会委員

(報酬の額)

第2条 議会の議員に対する議員報酬及び前条第4号から第8号までに掲げる特別職の職員の報酬は、別表に掲げる額とする。

2 前項の議員報酬及び報酬は、議会及び委員会への出席その他その職務に従事した日分を支給する。

(費用弁償)

第3条 議会の議員及び特別職の職員が議会等の招集に応じたとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として次に掲げる額を支給する。

(1) 議会の議員及び第1条第1号から第3号までに掲げる特別職の職員は、長崎市職員等の旅費に関する条例（昭和29年長崎市条例第29号）に定める市長が受ける旅費に相当する額

(2) 第1条第4号から第8号までに掲げる特別職の職員は、長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（令和8年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第1号）に定める職員が受ける旅費に相当する額

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月8日条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月17日条例第2号抄）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月17日条例第2号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		議員報酬 又は報酬の額	
議員報酬	議会の議員	議長	日額 8,850 円
		副議長	日額 8,000 円
		議員	日額 8,000 円
報酬	監査委員	日額 8,000 円	
	選挙管理委員会委員	日額 8,000 円	
	情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 8,000 円	
	行政不服審査会委員	日額 8,000 円	
	懇話会委員	日額 8,000 円	